

医療的ケア児支援業務委託企画提案募集要領

1 趣旨

高松市内の保育園（所）・こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所、高松市立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校、公立の放課後児童クラブ（以下「各施設・学校」という。）を利用する集団保育・教育が可能な医療的ケアを必要とする児童を、各施設・学校で受け入れるため、訪問看護ステーションの看護師が各施設・学校を訪問して、必要な医療的ケアを行う「医療的ケア児支援事業」の業務を委託するため、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本事業に最も適した事業者を選定するために必要な事項を定める。

本企画提案募集及び見積合わせは、令和7年度業務委託の契約に先立つ準備行為として行うものであり、令和7年度予算が市議会において可決されることを前提（停止条件）とする。

2 業務概要

(1) 業務名

医療的ケア児支援業務委託

(2) 募集者数

1事業者

(3) 業務内容

医療的ケア児支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 委託上限額

23,770,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、高松市より指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として指定された事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 高松市が発注する契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出日から1か月以内の時点において、国、都道府県及び市区町村税の滞納がないこと。
- (6) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（該当候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - エ 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員等の統制の下にある者
- (7) 当該事業について、国又は県からの補助金又は交付金等を受け、若しくは他の民間団体からの補助

金等を受けていないこと。

4 担当課・問合せ課

〒760-0060 高松市末広町5番地

高松市総合教育センター

電話 (087) 811-2163 / FAX (087) 811-2170

E-mail kyouikuken@edu-tens.net

5 スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりとする。

内 容	日 時
本提案公募の公表	令和7年3月3日（月）
参加表明書受付期限	令和7年3月10日（月）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和7年3月11日（火）午後5時まで
質問受付期限	令和7年3月3日（月）から 3月7日（金）正午まで
質問への回答閲覧期間	令和7年3月10日（月）午後5時から 3月14日（金）午後5時まで
企画提案書提出締切期限	令和7年3月12日（水）から 3月14日（金）午後5時まで
プレゼンテーション日程通知日	令和7年3月11日（火）
プレゼンテーション	令和7年3月18日（火）午前（予定）
審査結果通知日	令和7年3月21日（金）以降
見積徴取	令和7年3月24日（月）以降（予定）
契約締結	令和7年4月1日（火）（予定）

6 資料の交付

(1) 参加表明書等関係資料

ア 医療的ケア児支援業務委託企画提案募集要領（本書）

イ 医療的ケア児支援業務委託仕様書

ウ 参加表明書（様式第1号）

エ 法人等概況書（様式第2号）

オ 質問及び回答書（様式第3号）

(2) 企画提案書関係資料

- ア 企画提案書の提出について（様式1）
- イ 実施運営体制（様式2）
- ウ 【記入例】実施運営体制（様式2）
- エ 予算書（様式3）

(3) 交付方法

高松市役所ホームページ上からのダウンロードによる。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sonota_boshu/kobo_propo/index.html

7 参加表明書の提出等に関する事項

本提案公募に参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

(1) 提出期間、場所及び方法等

ア 提出期間

令和7年3月3日（月）から3月10日（月）まで

（ただし、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時まで）

イ 提出場所及び方法

4に記載する場所へ、持参、郵送及びFAXにより提出すること。郵送で提出する場合は、一般書留又は簡易書留に限るものとし、提出期限までに必着とする。

なお、FAXにより提出した場合は、電話により受付の確認を行うこと。

ウ 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 法人等概況書（様式第2号）
- ③ 国・都道府県・市区町村税の滞納がないということが証明できるもの（滞納がない旨の証明書。写し可。ただし、申請日以前1か月以内に発行されたものに限る。）。

エ 提出部数

1部

(1) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果について令和7年3月11日（火）午後5時までにFAXにて通知する。

参加資格者として該当しなかったものには、その理由（非該当理由）を通知する。

(2) 提案公募成立要件

本提案公募への参加資格を認定された業者が1者であっても、10（3）に記載の評価項目における得点が、配点の7割以上である場合、本提案公募は成立するものとする。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

ア 質問の方法

提案公募書類作成に関する質疑がある場合は、令和7年3月3日（月）から3月7日（金）正午までに質問及び回答書（様式第3号）に質疑内容を記入し、4の場所に持参又はFAXにて提出すること（ただし、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までとし、最終日は正午までとする。）。

なお、FAXにより提出した場合は、電話により受付の確認を行うこと。

イ 回答の閲覧期間 令和7年3月10日（月）午後5時から3月14日（金）午後5時まで

回答は、受領後速やかに質問及び回答書提出者に回答するとともに、上記期間にホームページ内で閲覧に供する。

ウ 受け付けない項目

- ・ 電話、口頭等による質問
- ・ 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ・ 受付期間以外での質問

9 企画提案書の提出等に関する事項

(1) 提案書類の提出資格

参加資格者の結果通知を受けた者

(2) 提出期間

令和7年3月12日（水）から3月14日（金）まで

（ただし、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時まで）

(3) 提出場所及び方法

4に持参又は郵送することとする。郵送で提出する場合は、一般書留又は簡易書留に限るものとし、提出期限までに必着のこと。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

①企画提案書の提出について（様式1）

②企画提案書

書式 A4判

内容 以下の項目に沿って、企画書を作成してください。

- (ア) 統括管理責任者の職員に関する技術的指導や指揮命令体制について
- (イ) 各施設・学校の職員との連携の必要性について
- (ウ) 病院等との連携及び保護者、関係機関との連携の必要性について
- (エ) 安全管理体制（緊急時の対応、衛生管理等）について
- (オ) 医療的ケア児支援業務を受託した場合の事業実施の特色・アピールポイント

③実施運営体制（様式2）

④予算書（様式3）

イ 見積書 1部

- ・ 宛先は、「高松市長」とすること。
- ・ 業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。
- ・ 任意様式とする。

10 事業者の選定

(1) プレゼンテーションの実施

提案の審査を行うため、本提案公募に参加した者によるプレゼンテーションを行う。

ア 実施時期

令和7年3月18日（火）午前予定

（実施日時及び場所については、参加者に対しFAX等で通知する。）

イ 実施時間

説明時間15分、質疑応答時間5分

ウ 順番

企画提案書等の提出順とする。

エ その他

- ・プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定の担当者が行うこと。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで実施すること（パソコン等を用いた発表及びプレゼンテーション用に別途資料を作成し使用することは不可とする）。
- ・出席者数は3名以内とする。

(2) 選定方法

事業者の選定は、選定委員会を設置し、同委員会が提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、最高得点者を本業務に適した候補者として選定する。最高得点者が複数になった場合は、委員会の合議により順位を決定する。得点が配点の7割未満の場合は契約候補者とししない。

なお、本提案公募の参加者が1者のみであっても、得点が配点の7割以上の場合は、選定の対象とする。

また、審査は非公開とする。

(3) 評価項目と配点

評価項目	配点
事業者概要	35
事業実施内容	40
緊急時の対応、安全管理体制	20
事業計画と経費との妥当性	5
合計	100

(4) 審査結果

令和7年3月21日（金）以降に個別順位を書面で通知する。得点及び提案者数については、公表しないものとする。

11 契約の締結

提案評価第1位通過者には、医療的ケア児保育支援業務委託の契約を前提とした仕様書等の協議を行い、令和7年4月1日（火）に契約締結を行う予定とする。

なお、提案評価第1位通過者との協議が不調となった場合、次点通過者と仕様等の協議を行い、契約を締結することがある。

12 業務委託契約

(1) 委託内容

詳細については、契約締結交渉の際に要求仕様の調整を行い、確定する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要する。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 委託料の支払条件

第1四半期から第4四半期の4回払い（精算額確定後支払うこととする。）

13 失格事項等

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記3の要件を満たさなくなった者
- (2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得た場合
- (5) プレゼンテーション審査に出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 見積書の見積額（税込価格）が委託上限額を超える場合
- (8) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

14 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことができる。

15 不当要求行為の排除対策

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

※契約監理課ホームページ

（https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/haijo.html）

16 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

17 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属するが、高松市が本提案公募の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがある。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、事業者の負担とする。
- (7) 提案事業者が1者であっても、企画提案の審査を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、本業務の候補者として選定する。
- (8) 提案が選定されたものであっても、契約手続の完了までは、高松市との契約関係は生じない。
- (9) 本事業により生じた財産権、知的財産権は、原則高松市に帰属することとなる。
- (10) 提案事業者が他に行っている事業と明確に区分して経理処理を行う必要がある。
- (11) 本企画提案募集は、令和7年度業務の契約に先立つ準備行為として行うものであり、令和7年度

予算が市議会において可決されることを前提（停止条件）とするものです。

18 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、高松市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載。

※契約監理課ホームページ

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/compliance.html)

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しているので、留意すること。

詳しくは、契約監理課ホームページに掲載。

※契約監理課ホームページ

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/shimeiteishi.files/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjun.pdf)